

高齢者防災見守り安心事業

問 地域福祉課 TEL 06-6992-1570

市では、普段から一人暮らしの高齢者が安心して暮らし、災害に備えていただくことを目的に、住民基本台帳に基づき、75歳以上で一人暮らしの人を対象に、民生・児童委員および地区福祉委員の協力のもと、見守り活動を実施しています。

10月下旬より、順次民生・児童委員および地区福祉委員が一人暮らしの高齢者宅を訪問します。その際、対象の人には防災グッズを配布します。

普段から災害への備えを心掛けてください。



母子健康手帳交付

問 あえる TEL 06-6995-7833

母子健康手帳交付時には、保健師などの専門職による面接を行い、出産に向けて、体調面や経済面、育児サポートに関するサービスの説明・相談などを行っています。母子健康手帳などは原則として窓口での交付となりますが、新型コロナウイルスの影響で来庁が難しい場合は、電話で相談してください。

場 あえる

持 マイナンバーカードまたは個人番号通知カードと本人確認書類

備 妊婦健康診査受診券の交付、保健指導も実施

注 本人確認書類とは官公署が発行した写真付きのもの(運転免許証など)なら1点、官公署が発行した写真のないもの(各種保険証・年金手帳など)なら2点。

妊婦の人へのマスクなどの配布について

市では、窓口で妊娠届出をした人に、母子健康手帳と併せて不織布マスク(1人当たり50枚)、もり吉オリジナルトートバッグをセットで配布しています。



スーパープレミアム付商品券購入引換券は受け取られましたか

問 守口市専用コールセンター TEL 06-6997-0222

現在、不在であったご家庭分のスーパープレミアム付商品券購入引換券については、市役所内『守口市スーパープレミアム付商品券事務局』にてお渡ししています。

まだ購入引換券を受け取っていない人は、状況を確認しますので、市コールセンターまでご連絡ください。

引換期間 12月28日(月)まで

利用期間 令和3年2月28日(日)まで

子どもが好きな人・子育てのお手伝いができる人ファミリー・サポート協力会員募集

問 もりぐちファミリー・サポート

(受付時間 月～土曜日9:00～17:30)

TEL 06-6995-7877

もりぐちファミリー・サポート事業は、地域で子育てを応援する活動です。

認定こども園、保育園や幼稚園・小学校の送迎や自宅での預かりなど、空き時間で無理のない活動をお願いしています。子どもが好きな人、ファミリー・サポートの活動に関心がある人は、ぜひ協力会員養成講座に申し込んでください。

内・時 下表のとおり

場 中部エリアコミュニティセンター

申 10月19日(月)から

秋のファミリー・サポート協力会員・養成講座

	日時	テーマ
11月 19日(木)	9:15～10:05	ファミリー・サポート事業の説明
	10:10～11:10	協会会員として大切なこと
	11:15～12:30	子どもの遊びと育ち
	13:30～14:45	子どもの栄養と食事
11月 20日(金)	14:50～16:15	子育てをとりまく環境
	9:15～11:00	緊急時対策と応急処置
	11:05～12:30	子どもの心と身体の発達
	14:00～15:30	子どもの健康と病気
11月 24日(火)	15:35～16:30	発達障がいについての理解
	10:00～11:00	もりっこ広場の見学・体験
	11:05～12:00	補足の説明と登録

備 時間および内容は変更になる場合があります。



保険課からのお知らせ

問 保険課

TEL 06-6992-1545

問 保険収納課

TEL 06-6992-1538

国民健康保険被保険者証が変わります

現在使用中の国民健康保険被保険者証(緑色)の有効期限は、令和2年10月31日(土)までです。

新しい保険証(桃色)を10月上旬から順次、簡易書留郵便で各家庭に郵送します。不在通知が入っていた場合は、必ず郵便局に連絡してください。

また、新しい保険証が10月31日(土)までに届かない

場合や記載内容に変更がある場合は、保険課まで連絡してください。

新しい保険証は届いた時から有効です。新しい保険証が届いた後は、有効期限が過ぎた保険証を市に返却または破棄し、新しい保険証を医療機関などの窓口で提示してください。

国民健康保険料の特別徴収の開始

令和2年7月1日時点で、新たに次の要件にすべて該当する世帯は、令和2年10月から、世帯主が受給している年金から保険料を天引きする特別徴収になります。

▽年額18万円以上の年金を受給

▽国保加入者が全て65歳以上75歳未満(擬制世帯主を除く)

▽世帯主の介護保険料を特別徴収で納付

▽介護保険料と国民健康保険料の合算額が特別徴収する年金受給額の2分の1未満

特別徴収に該当する世帯には、6月または7月に送付した令和2年度国民健康保険料賦課決定通知書で通知しています。

保険料の滞納がない世帯で、令和2年7月末までに口座を登録し、国民健康保険料納付方法変更申出書を提出した世帯は、特別徴収の対象世帯であっても、10月以

降も引き続き口座振替で納付していただけます。

なお、特別徴収となる世帯については、令和3年度の保険料は、令和3年2月の年金額から特別徴収される保険料と同額を、令和3年4月・6月・8月の年金額から「仮徴収」として特別徴収し、保険料額が正式に決定した後、決定後の保険料額と、8月までの「仮徴収」で納付していた額との差額を、令和3年10月・12月、令和4年2月の3回に分けて特別徴収します。

ただし、令和3年度の保険料が決定した結果、令和3年4月・6月・8月に「仮徴収」した特別徴収の額が、令和3年10月・12月、令和4年2月に特別徴収することとなる額より大幅に高くなることとなった場合は、特別徴収の額を平準化するため、令和3年8月の特別徴収額を調整することがあります。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 平日夜間・休日窓口開庁

保険課・保険収納課は、次の日程で平日夜間と休日に窓口を開庁します。

国民健康保険の加入・脱退の届出や国民健康保険料の納付相談などで、平日の日中来庁が難しい人は利用してください。なお、国民健康保険の加入・脱退の届け出や国民健康保険料の減免相談については郵送でも受け付けが可能です。まずは必ず電話で問い合わせください。また、納付相談は内容により電話での対応も可能です。

平日夜間 10月19日(月)・20日(火)・22日(木)・23日(金)いずれも17:30～20:00

休日 10月25日(日)9:00～13:00

注 平日夜間・休日窓口開庁の時間帯は、後期高齢者医療被保険者証の即日再交付など、一部対応できない業務があります。